

○埼玉県議会議員又は埼玉県知事
の選挙における選挙運動用自動車
の使用等の公営に関する規程

平成5年3月30日選挙管理委員会告示第
30号

目次

標題

発令

改正沿革

公布文

題名

目次

第一条 (選挙運動用自動車の使用)
2

第二条 (選挙運動用自動車の使用)
2

第三条 (燃料供給業者等への確認)

第四条 (契約業者等への選挙運動)
2

埼玉県議会議員又は埼玉
県知事の選挙にお
ける選挙運動用自動
車の使用等の公営に
関する規程

改 平成 平成
正 七年 一年
二 二 二

印刷モード

終了